

人権擁護 委員制度を ご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

長門市の人権擁護委員は次の3人です。

この3人は、市長からの推薦で、法務大臣が委嘱したものです。

◎人権擁護委員氏名（敬称略）

西深川板持3区 山本 義郎
☎②-0791

仙崎洲崎町区 杉山 茂
☎⑥-0510

西深川板持2区 河村 忠嘉
☎②-2692

相談は無料で、秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。

相談の期日・会場及び申込期限

実施期日	場 所	申込期限
7月1日(金)	萩総合福祉センター(萩市)	6月24日
7月7日(木)	山口県教育研修所(山口市)	6月30日
7月12日(火)	山口県教育研修所(山口市)	7月5日

・ 小学校へ入学されるまでの
お子さん（3歳〜6歳）の心
身に、次のような傾向が見ら
れるため、どんな学校へ就学
させたらよいか。また、平素
どのように養育をしたらよい
かなどという悩みをお持ちの
保護者を対象に行う相談です。
この相談は、保護者のご希
望によって行われるもので、
お子さんが将来とも、よりよ
い学校生活ができるよう助言
されます。

・ 目が見えにくい、耳が聞こ
えにくい。
・ 話しことばや、話し方に遅
れがみられる。
・ 身のまわりの処理ができに
くい。

・ 知恵づきが遅れている。
・ みんなと一緒に遊べない。
・ しじゅう動き回っていて、
落ち着きがない。
・ 手足などが不自由である。
・ 呼吸気管、心臓、腎臓など
に慢性的病気があある。
・ 病気にかなりやすく、かか
ると重くなり治りにくい。
相談を担当する人
医療、教育、心理の各専門
家がチームを編成して、直接
会場で相談を受けます。

申込み方法

教委・学校教育課（内線
204）へ。

「視覚障害幼児教育相談室」 をご利用ください

山口県立盲学校
では、主として視
覚に障害のあるお
子さんの保育や就
学に関する相談
をはじめとして、
定期的な学習や運
動訓練等を実施し
ております。お子
さんの成長、発達
には早い時期から
の適切な対応が何
よりも大切です。
どうかお気軽に御
相談ください。

なお、視覚以外の障害につ
いても、ご相談に応じていま
す。

*相談日

学校の休日を除き、随時お
こなっています。

電話、来室どんな方法でも
かまいません。来室が困難な
方は、担当教員が訪問して相
談に応じます。

*問い合わせ

山口県立盲学校障害幼児教
育相談室
〒751 下関市幡生町1丁目
1122

☎0832(32)1431

山口県立盲学校



松くい虫防除のため 薬剤の空中散布

松くい虫の被害を防止する
ためヘリコプターによる農薬
の空中散布を行います。

散布する地区は、青海島地
区200ヘクタール、俵山地区130
ヘクタールで、2回に分けて
行います。

薬剤による被害防止のため
みなさんのご協力をお願いし
ます。

●空中散布日時

1回目 6月4日・5日
2回目 6月18日・19日

時間はいずれも午前5時30
分から正午までです。

※雨天、強風の場合は順延に
なります。

●場所

仙崎地区 青海区・大泊区
大日比区

俵山地区 小原区・木津区
上政区・上安田区
下重区

薬剤散布時の おねがい

*薬剤散布中は、散布区域に
立ち入らないでください。
*沢水を飲料水に利用してい

る方は十分注意してくださ
い。井戸など飲料水の施設
には覆いをしてください。
*養魚池は、できるだけ覆い
をしてあとで水の入れかえ
をしてください。
*家畜を散布区域内に放し飼
いしないでください。

